

忘れていませんか！？ 高齢者の方の 肺炎球菌ワクチン予防接種の申請・予約

平成27年度の定期接種対象者の皆さん、役場への申請・小清水赤十字病院への予約はお済みですか？
役場への申請・小清水赤十字病院への予約受付は、

平成28年3月18日（金）をもって終了します。

- 申請手続きをしていない方 ～ 期限までに役場に申請、小清水赤十字病院に予約をしてください。
- 申請はしたが予約をしていない方 ～ 期限までに小清水赤十字病院に予約をしてください。

※下記の平成27年度定期接種（助成）の対象となっている方は、今年度限り助成対象となりますので、接種の機会を逃さないようご注意ください！！
（たとえば、本年度65歳の方が70歳になった時に接種する場合は、全額自己負担となります。）

平成27年度の定期接種（助成）の対象となる方は・・・

①	*	65歳	(昭和25年 4月 2日～昭和26年 4月 1日生まれの方)
	*	70歳	(昭和20年 4月 2日～昭和21年 4月 1日生まれの方)
	*	75歳	(昭和15年 4月 2日～昭和16年 4月 1日生まれの方)
	*	80歳	(昭和10年 4月 2日～昭和11年 4月 1日生まれの方)
	*	85歳	(昭和5年 4月 2日～昭和6年 4月 1日生まれの方)
	*	90歳	(大正14年 4月 2日～大正15年 4月 1日生まれの方)
	*	95歳	(大正9年 4月 2日～大正10年 4月 1日生まれの方)
	*	100歳	(大正4年 4月 2日～大正5年 4月 1日生まれの方)
②	接種日において60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器などに重い障害を有する方（障害者手帳1級程度）も対象となります。		
	☆ 過去に一度でも接種されたことのある方は、対象となりません。		
	☆ ワクチン効果は5年以上持続しますが、副反応が強ク発現することがあり、過去5年以内に接種されている方については再接種ができませんのでご注意ください。		

【予防接種料金】

個人負担金：2,000円（直接病院へお支払いいただく額）

※接種料金 6,151円 × 2/3 ≒ 4,151円（町助成額）

※ただし、生活保護法による被保護世帯に属する方は無料です。（申請時に申し出ください。）

【接種方法】

- 役場へ申請（印鑑が必要となります。※60歳以上65歳未満の方は身体障害者手帳も必要）
- 肺炎球菌ワクチン接種確認証の発行
- 実施医療機関である“小清水赤十字病院”へ直接予約 ☎（62）2121
- 接種 ※祝日を除く毎週月・水曜日 午後1時10分から1時25分までの受付です。
内科診察予約のある方は、上記以外でも内科受診時に接種可能です。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課健康推進係 ☎（62）4480

し、検証にあたっては、総合戦略策定に携わっていたたいた総合戦略推進会議において行うこととしています。

具体的検証事務・スケジュールについては、現在検討中ですが、前年度の取り組み経過、翌年度への予算反映などを踏まえ、総合戦略推進会議で検証し、数値目標やKPI、更にはプロジェクトや施策内容の修正や追加を行い、総合戦略の改定を進め、まち・ひと・しごと創生を実現していきます。

再問

高橋隆文 議員

総合戦略推進会議には、当初から検証、評価、改訂までの役割が、位置付けられているのか伺います。

また、総合戦略は第5次小清水総合計画の後期計画も兼ねていて、更に平成28年度から新型交付金制度の概要も決定したようですから、検証は単なる実績報告ではなく、中間報告が必要だと思いますので合わせて伺います。

答

林 直樹 町長

総合戦略推進会議は、設置要綱の中で、策定後も検証事務等、戦略の推進に関して携わっていただくこととしています。

今後の進め方は、総合計画も含め、先般開催した議員協議会で説明したとおりです。

新型交付金は、新聞報道等で情報は得ていますが、文書等の通知がないので、通知があった段階で順次検討していきたいと思っておりますのでご理解願います。

議会日誌

27日	1月1日～1月31日 小清水消防団出初式 小清水町成人式 議会運営委員会 第1回町議会臨時会 議員協議会 議会報編集特別委員会
22日	地区連合旗開き 神浦・倉栄・美和地区営農 雑用水事業落成祝賀会 小清水町関係機関懇話会 斜里郡3町連絡協議会 講演会（斜里町）

まとめ知識

◆「質疑」と「一般質問」

議員が議会で行う発言の中に「質疑」と「一般質問」があります。

似たような言葉ですが、議会では明確に区別されているのをご存じですか。

「質疑」は、議会に提出された議案等に対し、その内容や疑問点を明らかにするために説明を求めることです。

質疑では、賛成や反対の意見を述べることはできません。

また、一人の議員が一つの議題に質疑できるのは、小清水町議会会議規則の中で3回までと決められています。

「一般質問」は、議員が町政全般に対し、町の方針や町長の考え、事業の計画や詳細、効果など、町民の生活に関わるさまざまな内容について自由に質問することです。

一般質問は定例会に限って認められますが、一般質問を行う議員は、事前に質問内容を議長に文書で通告しなければなりません。

一般質問も、一つの質問に対し質問できるのは3回までと決められています。

3月の定例会では、町長の町政執行方針についての総括質疑も行われます。

ぜひ傍聴におこしください。

会議録を閲覧することができます

ホームページ及び図書館において町議会本会議の内容がすべて記載されている会議録を閲覧できます。また、議会だよりは、ホームページでも見ることもできます。

<http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/gikai/>「小清水町議会」で検索できます。

皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

- 編集 議会報編集特別委員会
- 委員長 槻間 善高
- 副委員長 工藤 孝一
- 委員 林 幸雄、森 浩、八木 勝正、中村 俊之

記載内容については、議会事務局までお問い合わせください。

議会事務局 電話 0152-62-4477（直通）